

佐賀県警察組織規則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県警察組織規則(平成6年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、前項第9号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、前項第9号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

第2条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 1262 1104 1343"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>根拠規定</th> <th>決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	根拠規定	決裁事項	略			<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1164 1262 2027 1343"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>根拠規定</th> <th>決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	根拠規定	決裁事項	略		
事務の種類	根拠規定	決裁事項											
略													
事務の種類	根拠規定	決裁事項											
略													

改正前			改正後		
犯罪被害者等 給付金の支給 等による犯罪 被害者等の支 援に関する法 律（昭和55年 法律第36号） に規定する事 務	第11条第 1項	犯罪被害者等給付金 <u>の支給の裁定</u>	犯罪被害者等 給付金の支給 等による犯罪 被害者等の支 援に関する法 律（昭和55年 法律第36号） に規定する事 務	第11条第 1項	犯罪被害者等給付金 <u>を支給し、又は支 給しない旨の裁定</u>
	略			略	
犯罪被害者等 早期援助団体 に関する規則 （平成14年国 家公安委員会 規則第1号） に規定する事 務	略		国外犯罪被害 者等慰金等の支 給に関する法 律（平成28年 法律第73号） に規定する事 務	第11条第 1項	国外犯罪被害者等慰金等 <u>を支給し、又は 支給しない旨の裁定</u>
	略			第13条第 3項	裁定の申請の却下
略	略		略	略	
オウム真理教 犯罪被害者等 を救済するた	第7条第 1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金 <u>の 支給の裁定</u>	オウム真理教 犯罪被害者等 を救済するた	第7条第 1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金 <u>を 支給し、又は支給しない旨の裁定</u>
	略			略	

改正前		改正後	
めの給付金の 支給に関する 法律（平成20 年法律第80 号）に規定す る事務		めの給付金の 支給に関する 法律（平成20 年法律第80 号）に規定す る事務	
略		略	

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。